

中野区

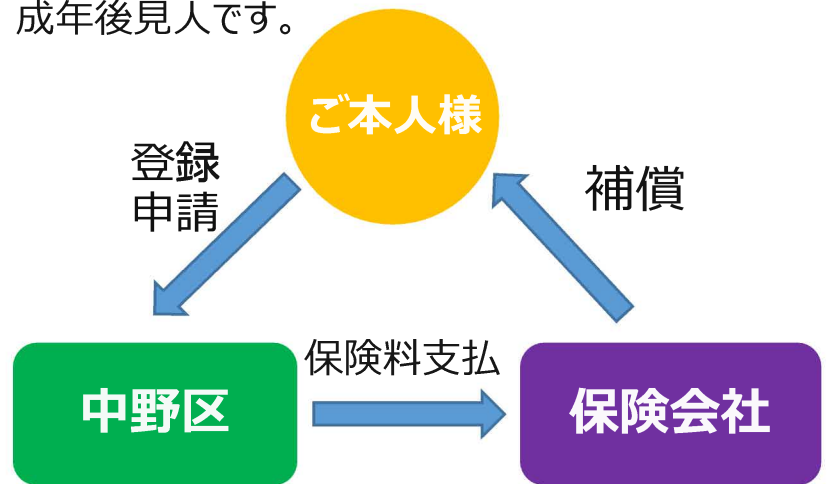
認知症高齢者等賠償責任補償制度が はじまりました!

令和2年
2月1日より
登録申請受付
開始!



賠償責任補償制度

- 日常生活の中で、偶然な事故によって第三者に迷惑をかけ、法律上の損害賠償責任を負う場合に備える制度です。
- 40歳以上の方で、要介護認定を受けており、徘徊行動などがある、自宅で生活している方が対象となります（制度詳細についてはお問い合わせください）
- 保険料はすべて中野区が負担します
- 登録申請できるのは、ご本人以外にそのご家族や成年後見人です。



中野区では、GPSを利用した徘徊高齢者探索サービス事業も実施しています。
お住まいの地区の地域包括支援センター
にご相談ください。

<お問い合わせ・お申し込み先>

【申込】地域包括支援センター：裏面の管轄の地域包括支援センターへ

【問合せ】中野区 介護高齢者支援課：03-3228-5632